

動物の飼養及び保管に関する基準の見直しについて

1. 飼養及び保管に関する基準について

「動物愛護管理法」では、第5条において、動物の適正な飼養及び管理を確保するため動物の所有者又は占有者の責務を定め、さらに、環境大臣は動物の飼養及び保管に関し所有者等がよるべき基準を定めることができることとされている。

旧法（動物保護管理法）のもとに、以下の基準が定められた。

「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和50年7月16日告示）

「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」（昭和51年2月10日告示）

「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年3月27日告示）

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年10月9日告示）

2. 基準の見直し

近年における動物の愛護と管理に係る国民の意識、社会状況の変化を背景に、基準の根拠法が、動物愛護管理法として平成11年に改正、平成12年12月に施行された。

このため、動物の飼養保管基準のうち、まず、「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」の見直しを含め、ペット動物の飼養及び保管に関する基準の策定について、中央環境審議会動物愛護部会にご審議いただき、同審議会答申（平成14年3月22日）を踏まえて、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を、平成14年5月28日付けで告示したところ。

[中央環境審議会動物愛護部会審議経緯]

第1回 平成13年3月19日

・犬・ねこの飼養及び保管に関する基準の見直しを含めたペット動物の飼養及び保管基準の検討策定について、着手することを了承

第2回 平成13年12月14日

・犬・ねこの飼養及び保管に関する基準の見直しを含めたペット動物の飼養及び保管基準の見直しについて（諮問）
・基準見直しに当たっての基本方針（案）について（了承）

第3回 平成14年2月12日

・飼養保管基準（家庭動物等の飼養保管基準）の素案の検討

第4回 平成14年3月22日

・家庭動物等の飼養保管基準の策定について（答申）

[関連条文抜粋]

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第5条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染症の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関するべき基準を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第26条 環境大臣は、第五条第四項、第十一条第一項若しくは第二十四条第三項の基準の設定、第十五条第一項の事態の設定又は第十八項第五号(第十九条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

動物愛護管理法に基づく動物の飼養保管等基準の制定の状況等について

S48.10.22 動物保護管理法公布

S50 犬及びねこの飼養保管基準

S51 展示動物の飼養保管基準

S56 "Zoo Licensing Act" (英国)

S55 実験動物の飼養保管等基準

・ S55 日本学術会議勧告
(動物実験ガイドラインの策定について)

S61 実験動物保護に関する EU 指令

・ S62 文部省学術国際局長通知
(大学等における動物実験について)

・ S62 ~ H12
動物実験関係学会が指針作成

日本実験動物学会
日本生理学会
日本薬理学会
日本神経科学学会
日本霊長類学会
日本トキシコロジー学会
日本動物実験代替法学会
日本獣医師学会
日本実験動物医学会
等

S62 産業動物の飼養保管基準

S63 産卵鶏保護に関する EU 指令

H 3 動物輸送に関する EU 指令
等

H11.12.22 改正動物愛護管理法公布

(動物取扱業の規制導入)

H12 "Standards of Modern Zoo Practice" (英国)

H12 動物取扱業者に係る飼養施設の構造
及び動物の管理方法等に関する基準

H14 家庭動物等の飼養保管基準

